

2023 年 10 月 1 日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。

インボイス制度の対策はお済みですか？

対策をしていないと、取引先との継続的な取引が
難しくなる可能性があります！

「免税」事業者のみなさま

免税事業者は、
インボイス（適格請求書）を
発行することができません！

取引先から課税事業者になり、
インボイスを発行するよう
要請されたり、取引先との関係に
影響が出てくる可能性があります！

「課税」事業者のみなさま

インボイス（適格請求書）を
発行するためには、
「適格請求書発行事業者」
としての登録が必要です！

「適格請求書発行事業者」の登録には、
登録申請書を税務署に提出する
必要があります！

登録申請の受付は 2021 年 10 月 1 日スタート

早めの登録や対策がおすすめです！



無料

インボイス制度の分かりやすい小冊子を差し上げております。
ぜひご活用下さい！詳しくは裏面へ ▶

立川税理士法人 TEL042-522-8950

インボイス制度とは？

- ▶ **2023 年 10 月 1 日から**、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。
「インボイス」とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
- ▶ **インボイス制度が開始されると、事業者が仕入税額控除の適用を受けるには、**
原則として取引相手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存しておくことが必要となります。
インボイスの発行または保存により、消費税の仕入額控除を受けることが可能です。
- ▶ **売り手側は、**取引相手（買い手）から求められたときには、インボイスを交付しなければなりません。
また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。
インボイス制度開始の 2023 年 10 月 1 日までに、売り手側は税務署に登録申請書を提出し
「適格請求書発行事業者」になっていなければなりません。
- ▶ **買い手側は、**仕入税額控除の適用を受けるために、
原則として取引相手（売り手）から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。
- ▶ **免税事業者と取引をする場合、**免税事業者はインボイスを発行できませんので、
消費税を上乗せした請求に対してお金を支払ったとしても、消費税の控除の対象にならないことになります。
- ▶ **問題の 1 つとして、**免税事業者と取引する場合は、損をすることになるため、
免税事業者は取引先から消費税の支払いを拒まれたり、課税事業者になりインボイスを発行するように
要請される**可能性**があります。



制度開始後、取引先との**トラブルを防ぐ**ためにも、
早めの対策をしておくことが大切です！

無料

インボイス制度の Q&A などが分かりやすく掲載されている
小冊子を皆様にお配りしています。ぜひご活用下さい！



ご記入の上 FAX **【042-522-8951】** でご返信下さい

貴社名		ご担当者名	
冊子送付先ご住所			
ご連絡先電話番号			

FAX 受信後、郵送で小冊子をお送りさせていただきます。